

相続・贈与の有利な新
税制、知ってします
か？

執筆担当者
飯島 賢二

「五千万円まで財産譲
り受けて、税金かから
ないって、本当ですか」
ある旅館の後継者から
こんな質問を受けた。

正確にいうと若干の
誤解はあるが、概ね本
当の話である。平成十
五年一月一日以後に財
産の贈与を受けた人は、
新設された「相続時精
算課税制度」を選択で
きることとなった。

相続時精算課税制度
とは、生前贈与があつ
た時に受贈者（財産を
もらった人）の選択に
より、贈与時に贈与財
産に対する贈与税を支
払い、相続発生時に、
その贈与財産と相続財
産との合計額を基に計
算された相続税額から、
すでに支払った贈与税
を控除することが出来

るといふもので。控除
しきれない場合は、還
付を受けることが出来
る。

贈与税の、年間基礎
控除百十萬円の従来型
一般課税制度は、当然
そのまま制度として存
続しており、受贈者に
より、どちらを採用す
るか、選択できるもの
で、両制度を併用して
採用することは出来な
いので、注意する必要
がある。

この新制度を選んだ
場合に限り、贈与者一
人当たり特別控除額二千
五百万円までは非課税
枠へ住宅取得資金はプ
ラス一、〇〇〇万円の
三五〇〇万円まで、父、
母の両親からそれぞれ
贈与すれば、ご指摘の
通り、五〇〇〇万円ま
で非課税枠が適用され、
これを越える部分につ
いては、一律二〇%の
贈与税を納め、後々相
続時に精算するという
制度である。

尚、この制度を選択
する場合は、いくつか
の要件を満たす必要が
ある。まず、贈与者は

満六十五歳以上の親
（父・母ごとに制度を
選択できる）であるこ
と、受贈者は満二十歳

以上の推定相続人（直
系卑属のうち贈与を受
けた年の一月一日にお
いて二十歳以上で、最
も先順位の相続権のあ
る人、場合によっては
孫である代襲相続でも
適用）であることが基
本要件である。贈与財
産の種類、金額、贈与
回数に関してはいない。
制限を設けてはいない。

この制度を選択する場
合は、最初の贈与を受
けた年の翌年二月一日
から三月十五日までの
間に税務署に届け出な
ければならない。その
届出が、相続時まで継
続することになる。あ
る意味、画期的な相続
対策といえる制度とい
える。是非、有効活用
をお勧めしたいところ
である。

（決め事の多い新税制
ゆえ、詳細は、必ず顧
問税理士、税務署に、
お問い合わせください
い。）